

(平成24年2月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 7 月までの期間、58 年 10 月から 60 年 3 月までの期間及び 60 年 5 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から同年 7 月まで
② 昭和 58 年 10 月から 60 年 3 月まで
③ 昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月まで

申立期間①及び②について、昭和 59 年頃、A市町村役場B出張所で国民年金の加入手続きを行い、60 年 5 月に結婚しC市町村へ転居した。転居後、C市町村から国民年金の督促はがきが何度も届くため、当時の夫から納付するよう勧められ、同市町村役場の窓口で約 20 万円を納付した。

申立期間③については、私の年金記録では国民年金の未加入期間とされている。私自身は納付等の記憶は無いが、昭和 60 年 4 月分の保険料を納付しているにもかかわらず、同年 5 月以降の納付をやめてしまったとは思えない。当時の夫が私の任意加入の手続きを行い、保険料を納付した可能性があるため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「昭和 60 年 5 月にC市町村に転居した後、同市町村から国民年金保険料の納付勧奨のはがきが届き、申立期間①及び②に係る保険料として、約 20 万円を同市町村役場の窓口で納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人がC市町村に転居した昭和 60 年 5 月*日の時点では、申立期間①及び②の国民年金保険料は過年度保険料となるものの、C市町村では、「過年度保険料について、市町村が納付勧奨をすることはなかった。また、市町村役場の窓口で過年度保険料を収納することもなかった。」と回

答しており、申立人の主張とは符合しない。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料については、社会保険事務所（当時）から過年度保険料の納付書が送付され、同事務所の窓口において納付することも可能であったものの、申立人は、「送付されてきたのははがきの勸奨状であり、社会保険事務所から送付された納付書ではなく、同事務所に出向いて保険料を納付したこともない。」と述べている。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料として納付した金額について、「合計で20万円ぐらいであった。」と述べているところ、申立人が納付したと記憶する金額は、当時の実際の保険料とは大幅に相違している。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、申立人は、「C市町村に転居した際に、当時の夫が私の国民年金の任意加入手続を行い、保険料を納付したはずである。昭和60年4月分の国民年金保険料は納付されているにもかかわらず、同年5月以降の保険料が未納とされているのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、昭和60年5月*日に国民年金の被保険者資格を喪失した記録となっていることが確認できる上、C市町村の国民年金被保険者名簿及び63年12月に同市町村から転居したD市町村の国民年金被保険者名簿においても、申立人は60年5月*日に資格を喪失した記録となっていることが確認できる。

また、申立人は、昭和60年5月*日に婚姻し、その夫は共済組合の被保険者であったことが確認でき、申立人は、同日付けで国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者の対象者となったことが確認できることから、申立人について同日付けで被保険者資格を喪失する旨の届出を行ったとしても不自然さはみられない。

さらに、申立人自身は、申立期間③に係る国民年金の住所変更及び種別変更手続、保険料納付に関与していない上、申立人に係る申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 56 年 11 月までの期間及び 57 年 7 月から 59 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 5 月から 56 年 11 月まで
② 昭和 57 年 7 月から 59 年 11 月まで

昭和 62 年 4 月に、A 区から B 市町村に引っ越してきたが、私と姉の過去 10 年分の国民年金保険料が未納となっているので納付するようにとの通知が来たので、その年の 5 月から 10 月頃までの間に、父が私と姉の保険料を一括で納付したと思うが、私だけ未納となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、「父が、昭和 62 年 5 月から同年 10 月頃までの間に、私と姉の 10 年分の保険料を遡って納付したはずである。」と主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 62 年 3 月 11 日（実際の資格取得手続は、申立人が B 市町村に転入した同年 4 月 30 日以降と推認される。）、資格取得は、20 歳到達時の 52 年*月*日に遡及して行われたことが確認できることから、申立期間①及び②の保険料については、申立人の資格取得手続を行った時点では既に時効であり、申立人の父親は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人に係る B 市町村の国民年金被保険者名簿によると、昭和 62 年 7 月 20 日付けで、申立人の 60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の保険料が過年度納付されていることが確認できるところ、当該期間の保険料は、納付

した時点で時効に至らない納付可能な全ての期間の保険料であったことが確認できる（なお、現在のオンライン記録では、前述の納付期間のうち、60年4月から同年12月までの期間については、厚生年金保険の被保険者期間とされているが、当該期間の保険料は、社会保険事務所（当時）において、申立人の国民年金と厚生年金保険の記録が統合された平成18年11月の時点で、申立人に還付されている。）。

さらに、申立人は、「姉については、納付の記録となっている。」と主張しているところ、申立人の姉の国民年金手帳記号番号は、申立人と同日に連番で払い出され、20歳到達時の昭和51年*月*日に遡及して資格を取得した記録となっており、申立人と同様に62年7月20日に、その時点で納付可能な60年4月から62年3月までの過年度保険料を納付した記録となっていることが確認できる。

加えて、申立人は、「父が納付した保険料は、30万円から50万円であったと思う。」と述べているところ、申立人及びその姉について、昭和62年7月20日に当該時点で納付可能な期間であった60年4月から62年3月までの二人分の過年度保険料の金額とおおむね一致していることが確認できる。

このほか、申立人の父親が、申立人に係る申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年 10 月 1 日から 2 年 3 月 1 日まで
② 平成 2 年 7 月 1 日から同年 9 月 21 日まで
③ 平成 10 年 3 月 9 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間①及び②について、私は、平成元年 10 月 1 日に A 株式会社採用され、2 年 9 月 20 日頃まで勤務していたが、厚生年金保険の加入期間は、2 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日までとなっている。採用から 4 か月後の同年 2 月頃に、B 市町村で研修に参加した記憶がある。

申立期間③については、平成 10 年 3 月 9 日から株式会社 C に勤務したが、厚生年金保険には同年 4 月 1 日から加入した記録となっている。

申立期間について、厚生年金保険に加入し保険料を控除されていたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「国（厚生労働省）の記録では、A 株式会社における厚生年金保険の加入記録が、平成 2 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日までとされているが、元年 10 月 1 日から 2 年 9 月 20 日まで勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張しているところ、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、申立期間①のうち、2 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間について、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間①のうち、平成元年 10 月 1 日から 2 年 1 月 31 日までの期間及び申立期間②については、申立人の雇用保険の加入記録は無く、複数の同僚から聴取したものの、申立人が勤務していたとする証言

は得られなかった上、A株式会社では、「当社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び資格喪失確認通知書の控えから、申立人について、平成2年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年7月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったことが確認できる。資格喪失確認通知書の備考欄には2年6月30日退職、被保険者証返納済との記載がある。また、給与からの保険料控除については、資格取得手続後に行っていたため、加入する前から保険料を控除することはない。」と回答している。

また、オンライン記録から、A株式会社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日が、申立人と同じ平成2年3月1日となっている者が7人確認できるところ、そのうちの5人は、雇用保険の資格取得日も申立人と同じ同年2月1日となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、「平成2年2月頃にB市町村で研修を受けた。」と述べているところ、上記の同僚7人のうちの一人は、「平成2年2月頃の研修で申立人に会った。研修期間は社員扱いではなかったため、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

- 2 申立期間③について、申立人は、「国（厚生労働省）の記録では、株式会社Cにおける厚生年金保険の加入記録は、平成10年4月1日から15年9月1日までとされているが、10年3月9日から勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張しているところ、10年3月末に退職した同僚の証言から、申立人は、申立期間③当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、株式会社Cの当時の事務担当者は、「厚生年金保険と雇用保険の加入手続は同時に行っていたと思う。」と述べているところ、申立人の雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の資格取得日は同日となっていることが確認できる上、複数の同僚も、雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の資格取得日は一致している。

また、株式会社Cは、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先は不明であるため、事業主から当時の厚生年金保険の取扱いについて聴取することができない。

- 3 このほか、申立期間①から③までの期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月 1 日から同年 7 月 31 日まで

私は、A株式会社の代表取締役社長として、申立期間当時は 47 万円前後の報酬を受け取っていたが、記録では、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられている。

申立期間当時は、債務処理に追われ保険料を滞納していたが、滞納保険料の処理に当たって、社会保険事務所（当時）から私の標準報酬月額の変更届について説明は無かったと思うし、変更届を提出した記憶も無い。

遡って記録が訂正されていることについて、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人のA株式会社における申立期間の標準報酬月額は、当初 47 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 6 年 7 月 31 日より後の同年 8 月 31 日付けで、同年 1 月 1 日に遡及して 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A株式会社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険料の滞納があり、時期は覚えていないが、社会保険事務所から呼出しがあったように思う。対外的な対応は私が行っていた。」と述べている上、年金事務所では、「A株式会社に係る滞納関係資料については、保存年限を経過したため保管されていないが、役員の標準報酬月額の変更届には、役員報酬引下げの議決を行った役員会の議事録を添付することが必要であった。」と回答していることから、申立人は、同社の代表

取締役として、標準報酬月額の減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A株式会社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。